

税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集 発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500(内) FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(内) FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-5-3
TEL:047-424-5566(内) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

【令和6年分】所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月17日(月)～3月17日(月)▲

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和7年2月17日から同年3月17日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの

過不足を精算する手続です。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額、年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額及び定額減税額を差し引きます。

① 給与の収入金額が2000万円を超える

② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取った

⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ廃止について】
これまでは、確定申告書と確定申告書の控えを税務署に提出(送付)した場合には、收受日付印が押された控えを返却してもらっていましたが、

しかし、税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、書面での申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されました。

したがって、確定申告書を書面で提出(送付)する場合は、「提出用」のみを提出(送付)することになります。控えは各自保管し、提出年月日は控えへ記載するなどして記録・管理しておきましょう。

なお、令和7年1月以降でも当面の間の対応として、希望者には「リーフレット」に申告書を收受した日付・税務署名(業務センター名)を記載したものを交付するとしています。



「自爆営業」はパワハラ ——厚労省がガイドラインに明記

ノルマ達成のため自社製品の買い取りを強要するなど、いわゆる「自爆営業」について、厚生労働省は、労働施策総合推進法に基づく指針にパワハラに該当する旨を明記し、企業側への対策を求めています。「自爆営業」は、法律上の位置づけや判断基準が明確でなかったことから、「パワハラ防止法」により規制されることになりました。

「自爆営業」とは、従業員が売上目標やノルマを達成するために、自社商品やサービスを自費で購入する行為です。

●「自爆営業」の事例●

【コンビニ】 売れ残った恵方巻きやケーキの購入
【飲食店】 注文ミスや作り間違えた料理の購入
【アパレルショップ】 制服として最新服を自腹で購入
【郵便局】 年賀はがきの買い取り
【ドラッグストア】 販売ノルマ未達成時の買い取り

■自爆営業の事例■

内閣府が発表した資料では、例えば、以下のような事例があげられています。

- ・年賀はがきの販売目標を達成するため、未達成分を郵便局員が自費で購入
 - ・クリスマスケーキの販売目標を達成するため、売れ残ったケーキを店員が自費で購入した
 - ・アパレルショップの店員が制服として自社商品を購入させられた
 - ・農協の職員が共済契約を自ら契約し、その家族にも共済契約を締結
 - ・新入社員が半ば強制的に自社の車購入を迫られ、長期間のローンを高金利で組まれた
- この他にも、多数の事例が紹介さ

れています。自社商品を買うか会社を辞めるかを会社から迫られたケース、ノルマ未達成時に給与が減額されたケースなども記載されています。

上記のようなケースは、ノルマを達成するために仕方なく、あるいは会社から指示されて半ば強制的に行われています。会社が使用者としての立場を利用し、従業員に不要な商品などの購入を強要していることから、今後、こうした行為は、不法行為として認定される可能性が高いといえます。

また、自爆営業を誘発するような販売目標の設定や上司の指示は、パワハラに該当する可能性が高いと考えられます。

■ガイドラインを改正■

これまで自爆営業を直接規制する法律はなく、自爆営業の法律上の位置づけや違法性の判断基準等も明確ではありませんでした。

厚生労働省は「自爆営業」を強要することは、労働者の生活に直接的な経済的負担をもたらし、精神的なプレッシャーを生むため、「自爆営業は不法行為である」と明確にするため、労働政策総合推進法（パワハラ防止法）に基づく指針（ガイドラ

イン）を改正し、自爆営業がパワハラに該当する旨を明記しました。

■企業の対応■

自爆営業をはじめとするパワハラの問題は、特定の業界に限らず幅広い分野で見られます。特に、販売業やサービス業などでは、売上目標やノルマが労働者に大きな負担を強い

ている実態が報告されています。また、企業によっては、自爆営業が慣例となり、違法とも思わず常態化しているケースもあるとみられます。

自爆営業は、将来的に従業員による損害賠償請求や行政指導など、企業経営に大きなリスクをもたらすおそれがあります。

過大な販売目標やノルマは、社員に心理的・経済的な負担を強いる原因となります。現実的基準に基づいた販売目標を設定したり、自爆営業に関する具体的な禁止事項を就業規則に明記するなどの対策に取り組むことが重要といえます。

自爆営業は、短期的な成果をもたらすかもしれませんが、長期的には優秀な人材の離職や企業の信用低下につながるリスクがあります。厚生労働省の指針改正を受け、適切な対応を講じる必要があります。



令和7年度税制改正大綱

「103万円の壁」を見直し 法人税率の軽減措置を延長

政府は、「令和7年度（2025年度）税制改正大綱」を閣議決定しました。今号では、大綱の中から注目される「年収103万円の壁」の見直しと中小企業に関連する主な項目について紹介します。なお大綱は、今後、国会議論等の中で内容が修正される可能性がありますので、ご留意ください。

●令和7年度税制改正大綱の主なポイント●

給与所得控除	下限55万円	→	下限65万円
基礎控除	所得税48万円 住民税43万円	→	58万円 43万円(据え置き)
扶養控除	19~22歳の63万円(所得税)控除 ・対象者の年収は103万円以下	→	年収150万円以下

(※所得税の変更は令和7年分から、住民税は令和8年度分から)

■中小企業関連の主な項目■

- ・中小企業の法人税率の軽減措置を2年延長
- ・事業承継税制の役員就任要件を見直し
- ・企業版ふるさと納税は3年延長

■「103万円の壁」の見直し■

所得税が課される年収の最低ラインである「103万円の壁」の見直しについては、123万円への引き上げが明記されました。令和7年分の所得から適用となります。

基礎控除を48万円から58万円、給与所得控除の最低額を55万円から65万円へ引き上げ、合計「123万円」となります。

■「住民税」■

住民税は令和8年度分から、「給与所得控除」の最低保障額(55万円)を10万円引き上げます。住民税の「基礎控除(43万円)」は据え置きます。

■特定扶養控除の要件引き上げ■

大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」の年

収要件も見直し、新たに「特定親族特別控除」を導入します。

これまででは子の年収が103万円を超えると親が63万円の控除を受けられなくなっていました。子の年収の上限を150万円に引き上げ、それまでは控除が受けられるようになります。

123万円を超えた後は、「特定親族特別控除」となり、150万円を超えた後も、控除額を段階的に減らす仕組みを導入し、収入が増えたにも関わらず世帯としての手取りが減ることはないようにします。

■中小企業関連■

△中小企業の法人税の軽減税率を2年延長▽

法人税の税率は、原則として23.2%です。ただし、中小企業は、令和7年(2025年)3月31日までの間に開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されました。今回、この特例措置を2年間延長し、次の見直しを行うこととなりました。

◇所得金額が年10億円を超える事業年度について、年800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げる。

◇適用対象法人の範囲から通算法人

を除外する。

△中小企業経営強化税制の延長と拡充▽

令和7年(2025年)3月31日に適用期限を迎えることとなった中小企業経営強化税制の期限を2年延長。また、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が行う特定経営力向上設備に「建物」を追加したうえで、賃上げ率に応じて控除を上乗せします。

△事業承継、役員就任要件を緩和▽

相続税・贈与税の負担を軽減する事業承継税制は、特別措置を適用する際の後継者に関する要件を緩和します。後継者に経営などの経験があれば、役員の就任時期に関係なく特例の対象となるよう変更します。

△企業版ふるさと納税 特例措置を3年延長▽

企業版ふるさと納税制度は、地方創生につながる自治体の取組に企業が寄付をした場合、寄付額の最大3割にあたる金額が法人住民税や法人事業税などから控除される制度です。令和2年度からは地方への資金の流れを促すため、5年間の期限措置として「税額控除」でできる金額を寄付額の3割から6割に拡大する特例措置を設けていました。今回、この特例措置を3年延長します。



相続土地国庫帰属制度の運用状況 国への帰属件数が1000件突破

法務省はこのほど、「相続土地国庫帰属制度」の運用状況に関する統計を公表しました。

相続土地国庫帰属制度とは、相続または遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部または全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「土地の管理費用の負担が大きい」などの理由で土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できずに放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを防ぐため、令和5年4月27日から施行されています。運用状況によると、令和6年11月30日現在における申請件数（総数）は3008件。土地の種別内訳では田・畑が最も多く1119件、宅地1068件、山林473件、その他348件となっています。

このうち、帰属が認められた件数（総数）は1089件。種目別にみると、宅地が431件と最も多く、農用地334件、森林48件、その他276件となっています。

一方、却下件数（申請時点で該当すれば即却下）は51件。却下の理由としては、「現に通路の用に供されている土地に該当」、「境界が明らかでない土地に該当」などがあります。

また、不承認件数（申請後に法務局の調査で不承認となったもの）は43件で、不承認となった理由として、「土地の通常の管理または処分を阻害する工作物、車両、樹木などが存する土地に該当」、「国による追加の整備が必要な森林に該当」、「崖（勾配30度以上かつ高さ5メートル以上）がある土地に該当」などが例として挙げられています。

都市部への人口集中や地方の過疎化・高齢化などを背景に、流動性が高い土地と低い土地の二極化が進んでいることから、今後の運用状況の推移が注目されています。

2月の税務と労務

一 税 務

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日から3月17日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月3日から3月17日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

「労働分配率」とは、企業が生み出した付加価値のうち、どれくらい従業員に配分されているかを表す指標です。大企業が約40%なのに対し、中小企業は70%ほどの水準です。大企業は、全体として賃上げの余力は十分あると言えます。一方、中小企業では、人手不足の中、人件費を上げないと従業員を確保できない状況が多くみられます。業績が改善していかないのに人を確保する目的で行う賃上げは「防衛的賃上げ」と呼ばれ、経営を圧迫しています。▼大企業だけ

労働分配率と賃上げ

が賃上げを続けても、その効果は限られます。中小企業が踏ん張らなければ、実質賃金の上昇にも勢いがつきません。▼賃上げを持続させるためには、まずは、「価格転嫁」を顧客に受け入れてもらう必要があります。それに加えて、中小企業自身も、IT化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）により業務を効率化し、賃上げ原資を確保する必要があります。とりわけ人の力に頼りがちな中小企業にとってIT化、DXは急務といえます。